

鳥取県告示第 916 号

平成14年鳥取県告示第653号（鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一及び二 略</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】 小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。 <u>刺網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>	<p>一及び二 略</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】 小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>